

千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準

第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の指定に係る要件その他必要な事項については、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「指定準則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

第2 指定要件

機関の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 法、令、規則、指定機関省令及び指定準則に定める規定に適合すること。
- 二 千葉県内全域を業務区域とすること。
- 三 法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第6条の3第1項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行う事務所の所在地は、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県いずれかにあること。
- 四 適正な判定能力の確保のため、過去5年以内に50棟以上の判定の業務実績があること、または、判定の業務に週3日以上専ら従事する判定の業務実績がある判定員を2人以上置いていること。
- 五 判定手数料は、使用料及び手数料条例に掲げる県が判定を行う際の手数料と乖離しないものとする。

第3 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は県土整備部都市整備局建築指導課長が別に定める。

(附則)

この基準は、平成19年5月30日から施行する。

(附則)

この基準は、平成27年6月1日から施行する。